

平成20年 4月から 国民健康保険制度が変わります

1. 自己負担割合が変わります

○医療費を2割負担に軽減する対象年齢が「3歳未満」から「義務教育就学（小学校入学前）」までに拡大されます。

○70～74歳で国保の高齢受給者証をお持ちの方は自己負担割合が1割から2割にかわります。（現在3割負担の方を除く）

70～74歳の方の窓口負担割合 引き上げの凍結について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、国が医療費を負担することにより窓口負担が1割に据え置かれることになりました。

2. 国民健康保険税の 年金天引きが始まります

『65歳以上の方の世帯』について、国保税の納め方が変わり、平成20年4月から、国保税の納付方法が2種類になります。

①普通徴収

これまでと同じ方法で、口座振替や納付書による窓口納付をしていただきます。

②特別徴収

平成20年4月1日に国保加入者全員が65歳以上の世帯の方を対象として、世帯主の方の年金から保険税を天引きさせていただきます。

ただし、以下のような方は、年金から天引きすることができませんので、①普通徴収で、今後も保険税を納めていただくことになります。

- 世帯主の方が国保被保険者でない場合
- 世帯主の方の年金が、年額18万円以下の場合
- 世帯主の方の年金が、国保税と介護保険料を併せて天引きした場合、半額以下になってしまう場合

○その年度に75歳になる加入者の方がいる場合
○これまで障害認定による老人医療を受給されていた方で、平成20年度に後期高齢者医療制度に移行されない方

これらの理由で特別徴収ができなかった場合には、今までと同様①の口座引落又は納付書での納付をお願いいたします。

また、②特別徴収で国保税を納めていただける方には、3月末に役場税務課より天引き額の通知をいたしますので、ご確認ください。

3. 退職者医療制度の対象 年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、厚生年金などの被用者年金の加入期間が一定以上ある方とその扶養になっている方は、退職者医療制度の保険証で医療を受けますが、平成20年4月から、その対象年齢が65歳未満の方へ変更となります。

4. 療養病床入院時の 「食費・居住費」負担の 対象が65歳以上になります

平成19年度までは70歳以上が対象でしたが、平成20年4月から65歳以上の方が対象となります。

5. 高額医療・高額介護 合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険それぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額を超えた場合は、超えた分が支給されるようになります。

お問合せ先 住民課 国保年金係 ☎66-3405
税務課 国保税担当 ☎66-3404